

㊦ 政策目標 5-2 : 多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における手続等の国際的調和の推進並びにアジア太平洋地域における貿易円滑化の推進

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

世界経済の持続的な成長に資するためWTO（世界貿易機関）ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向け、引き続き積極的に取り組むとともに、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、EPA（注）交渉も引き続き積極的に推進していきます。

WCO（世界税関機構）等の国際機関をはじめ、APEC（アジア太平洋経済協力）、ASEM（アジア欧州会合）、日中韓の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組がなされています。これらの取組等を通じ、税関手続の国際的標準化や税関行政に関する規則の統一等が図られることにより、国際貿易の円滑化が促進され、ひいては税関手続における利用者の利便性の向上、社会悪物品の密輸阻止等にも資するものと考えられます。

主要な国際貿易国である我が国としても、こうした取組の重要性に鑑み、上記の国際機関、地域協力の枠組み及びEPA等において、リーダーシップを発揮しつつ税関分野における手続等の国際的調和の推進に重点的に取り組みます。

また、我が国企業のビジネス・貿易環境の改善に資するためには、貿易円滑化を推進することが重要です。今後、特に成長著しいアジア太平洋地域における貿易円滑化を積極的に推進していきます。

（注）EPA（経済連携協定）：FTA（自由貿易協定）の要素（モノ・サービス貿易の自由化）に加え、投資や人の移動、二国間協力を含む包括的な経済連携を図る協定のことをいう。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第174回国会 総理大臣所信表明演説

第177回国会 総理大臣施政方針演説

第177回国会 財務大臣財政演説（平成23年1月24日閣議決定）

新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）

包括的経済連携に関する基本方針（平成22年11月9日閣議決定）

新成長戦略実現2011（平成23年1月25日閣議決定）

政策推進指針（平成23年5月17日閣議決定）

知的財産推進計画2010（平成22年5月21日知的財産戦略本部決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

業績目標 5-2-1 : 多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

業績目標 5-2-3 : アジア太平洋地域における貿易円滑化の推進

4. 平成22年度の事務運営の報告

㊦ 業績目標 5-2-1 : 多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

[平成22年度実施計画]

① WTOにおける取組

WTOドーハ・ラウンド交渉は、関税引下げ等の貿易自由化に加え、貿易円滑化や不当廉売関税（反ダンピング税）等の貿易規則の明確化・拡充も対象とするものであり、貿易自由化を通じた経済の活性化にとって重要な意義を持っています。

平成21年7月のラクイラ・サミットや9月のピッツバーグ・サミット等で平成22年（2010年）中の交渉妥結の追求がコミットされたことを受け、今後の交渉の進め方等について実務レベルでの検

討が進められました。平成21年11月の第7回WTO定例閣僚会議では、ラウンドに係る交渉は行われませんでした。平成22年(2010年)中の交渉妥結の必要性とともに、同年第1四半期までに交渉の進捗状況を評価するための作業を実施する必要性が再確認されました。

財務省は、多角的貿易体制の維持・強化に向け、開発途上国の関心や懸念にも配慮しつつ、同交渉の早期妥結に向け、積極的に取り組んでいきます。また、この取組の中で、特に貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉を積極的に推進していきます。

#### ② E P Aにおける取組

貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、E P A交渉を積極的に進めてきています。

平成21年度には、新たにスイス(平成21年9月)、ベトナム(同年10月)との間のE P Aが発効しました。財務省はE P A発効後の円滑な協定運用に重要な役割を担っており、協定に基づく関税率、原産地規則等の適正かつ迅速な適用に引き続き努めていきます。現在はG C C(湾岸協力理事会)、インド、豪州及びペルー等との間で交渉中です。財務省は引き続き、関税制度を所管する立場とともに税関協力等を担当する立場から、関係省庁との連携を密にした上で、交渉を推進していきます。

また、日本、中国、韓国の3カ国による産官学共同研究、日中韓にASEANを加えた「ASEAN+3」の枠組み、更にインド、豪州、ニュージーランドを加えた「ASEAN+6」の枠組み、アジア太平洋地域の自由貿易圏(F T A A P)構想の広域経済連携については、財務省は今後とも、積極的に参加していきます。

### [事務運営の報告]

#### ① W T Oにおける取組

W T Oドーハ・ラウンド交渉では、平成22年6月のA P E C貿易担当大臣会合やG 20トロント・サミットで、ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結の追求が再確認されました。さらに、平成22年11月のG 20ソウル・サミット及び横浜A P E C首脳会議では、我が国を含む各国の首脳により、平成23年が極めて重要な「機会の窓」であることを念頭に、ドーハ・ラウンドを迅速かつ成功裏の妥結に導くというコミットメントが再確認されました。これを受け、同年11月下旬から12月中旬にかけてジュネーブで実務レベルの会合が開催され、交渉加速化のための今後の取り組み方などについて議論が行われ、更に、年明けの1月初旬から各交渉分野における集中的な議論が行われました。このような中、財務省は、交渉の早期妥結に向け、関係省庁と協力しつつ交渉に参画しました。特に、関税制度・税関手続を所管する財務省は、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進める観点から、貿易円滑化交渉を積極的に推進しました。

#### ② E P Aにおける取組

平成21年度までに11か国・地域との間でE P Aが発効済となったことに加え、平成22年度には、インドとの間のE P Aに署名し(平成23年2月)、ペルーとの間のE P A交渉が完了しました(平成22年11月)。

また、平成22年11月、「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、主要な貿易国・地域との間で、高いレベルの経済連携を進めていくこととしました。中でも、アジア太平洋地域については、現在交渉中の二国間E P A交渉の加速化、共同研究実施中のF T A / E P Aの交渉開始の実現等を図ることとしました。環太平洋パートナーシップ(T P P)協定については、その情報収集を進めながら対応していくこととしました。

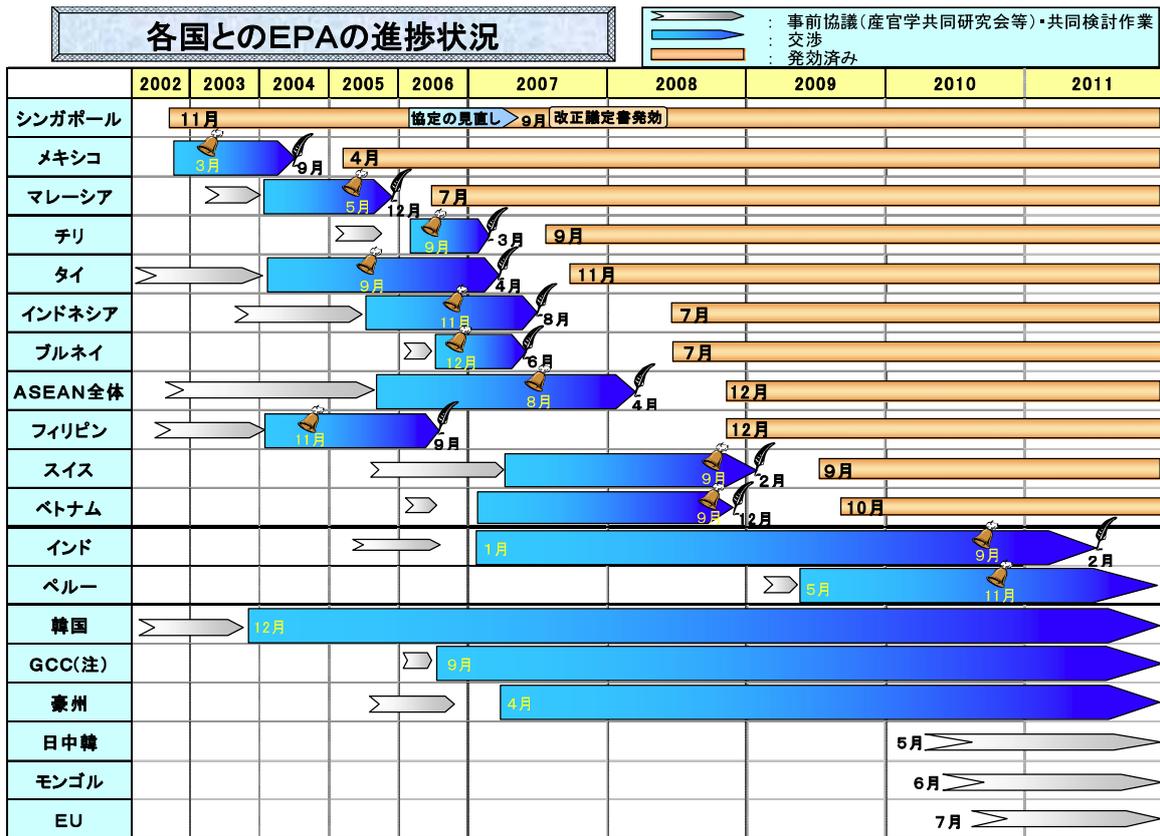
この「基本方針」に沿って、日豪E P A交渉の妥結に向けて取り組むとともに、日韓E P A交渉再開に向けた協議、E Uとの交渉開始に向けた共同検討作業に取り組みまし

た。

さらに、日中韓FTA産官学共同研究を平成22年5月に開始し、モンゴルとの間では共同研究を平成22年6月に開始し、速やかな交渉開始を提言する報告書を3月に完成させました。

また、財務省は発効したEPAの円滑な運用に重要な役割を担っており、EPAに基づく関税率、原産地規則等の適正な運用に引き続き努めました。

(参考) 各国との経済連携の進捗状況 (平成23年4月現在)



大筋合意 (ペルーは交渉完了)

署名

(注)GCC(湾岸協力理事会) アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン

業績目標 5-2-2 : 税関分野における手続等の国際的調和の推進

[平成22年度実施計画]

① WCO等国際機関等における取組

WCOにおいては、「基準の枠組み (国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み)」 (平成17年6月採択) や「改正京都規約 (税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約)」 (平成18年2月発効) 等の実施に積極的に取り組みつつ、各国に対しても着実な実施を奨励していくことを基本とし、以下の分野における国際的調和を推進します。

貨物のセキュリティ管理と法令遵守 (コンプライアンス) の体制が整備された事業者 (輸出入者等) を認定し、通関手続の簡素化等の便益を与えるAEO (認定事業者) 制度については、WCOで策定された「AEOガイドライン (平成18年6月採択、平成19年6月に「基準の枠組み」に一体化)」を踏まえ、積極的に拡充してきたところですが、引き続き国際物流におけるセキュリティ対策の強化と物流の円滑化の両立に努めていきます。また、AEO制度を導入した各国当局間において相互に承認し、二国間の安全かつ円滑な物流を目指すAEO制度の相互承認に向けた取組も進

めているところです。我が国は平成20年5月にニュージーランド、平成21年6月に米国との間で相互承認取決めへの署名を行ったほか、EU、カナダ等との間で協議等を進めます。

知的財産侵害物品の水際取締りの強化についても、積極的に取り組んでいきます。また、「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」の早期実現を目指し、関係省庁と協力して、諸外国との交渉に取り組めます。

また、WTOドーハ・ラウンドにおいては、貿易手続の透明性等の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉において、他の加盟国とともに具体的な提案を行う等、交渉の進展に積極的に貢献していきます。

さらに、WTO協定に基づく非特惠原産地規則の国際的な調和（統一）作業においても各国における非特惠原産地規則の透明性・予見可能性の向上に向け、積極的な貢献を行うとともに、規則が我が国の慣行に照らし十分合理性を有するものとなるよう努めていきます。

## ② APEC、ASEM、日中韓の地域協力の枠組みにおける取組

地域協力の枠組みであるAPEC、ASEMにおいても、主に税関手続関連事項を扱う小委員会等で、税関手続の国際的調和・簡素化等に向けた作業が行われています。また、日本、中国、韓国の3か国間では、関税局長・長官会議を開催し、知的財産侵害物品取締り、密輸情報の交換、AEO（認定事業者）制度等の分野における協力が進められています。

平成22年は我が国がAPEC議長を務め、首脳・閣僚会議や各種大臣会合等を主催します。11月の首脳会議に向けた貿易円滑化の議論の中で、税関手続小委員会においては、我が国が議長を務め、APEC域内における通関手続の簡素化・調和化、IT化の推進、知的財産権侵害物品の水際取締りの強化を中心とした議論に主導的な立場を臨みます。さらに、民間からの要請も踏まえつつ、より高いレベルから将来の活動指針を与える目的で、税関ビジネス対話や関税局長・長官会合を開催します。

財務省はAPECの目標である「自由で開かれた貿易と投資」（ボゴール目標）の検証及び、新たな目標であるAPEC成長戦略の策定について、外務省、経済産業省とともにその中心的役割を担っていきます。また、我が国が中心となって取りまとめ、平成19年7月に承認された、「平成22年までにAPEC域内貿易取引コスト5%削減を実現するための具体的な行動計画」についても、引き続きメンバーにその実施を奨励することにより、APEC域内の貿易円滑化に着実に取り組んでいきます。

ASEMでは、平成21年10月にヘラクリオン（ギリシャ）で開催されたASEM関税局長・長官会合において、①貿易円滑化及び物流の安全、②知的財産権の保護、③社会及び環境の保護における税関の役割、④ビジネスとの関係強化等を中心に議論し、「ヘラクリオン宣言」を取りまとめました。また、同会合で承認されたASEM貿易円滑化行動計画（2010年-2012年）に基づき、ASEM域内における円滑な貿易の促進に引き続き貢献していきます。

日本、中国、韓国の3か国間においては、平成19年より年1回、日中韓3か国での情報交換等の協力関係を強化するため日中韓3か国関税局長・長官会議を開催しています。平成21年9月に開催された第3回会議では、平成20年の日中韓首脳会議において策定するとされた3か国の税関当局の中・長期的な行動計画に合意しました。行動計画には、①知的財産権の保護、②密輸情報の交換、③AEO（認定事業者）の相互承認、④貿易円滑化、⑤人材育成、⑥国際フォーラム（WCO、APEC、ASEM、ASEAN+3等）における協力の分野において、3か国税関当局の協力を強化することが盛り込まれています。今後とも、貿易の安全確保と円滑化という共通の目標に向け、良好な協力関係を維持するとともに、行動計画を着実に実施するよう取り組んでいきます。

## ③ EPAにおける税関協力に関する取組

EPAの交渉分野には、貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の国際的調和・簡素化や税関協力等が含まれており、これまで発効に至っているEPAには、こうした税関分野に関する規定が盛り込まれています。今後のEPA交渉においても、税関分野における手続等の国際的調和を推進するため、同様の規定が盛り込まれるよう取り組んでいきます。

## ④ 税関当局間の情報交換等に関する取組

EPA等を通じて貿易円滑化に取り組んでいますが、その一方では、国際物流の増大に伴い、不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品等の密輸が跡を絶たない状況です。こうした不正薬物等の水際におけるより効果的な取締りを推進するため、他国の税関当局との間で、関連する情報の交換を行うために相互に支援すること、また、貿易円滑化への取組を含む税関当局間の協力関係を強化することを定めた政府間協定・税関当局間取決め（税関相互支援協定）を締結しています。米国、豪州、ニュージーランド、韓国、カナダ、中国、香港、EU、マカオ及びオランダに加え、平成21年度においては、新たにロシア（平成21年5月）及びイタリア（平成21年12月）と締結しました。今後も、各国との締結に向け努力していきます。

---

さらに、これまで発効に至っているEPAのうち、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、ベトナム及びスイスとのEPAには、税関相互支援協定と同様、水際取締りのための情報交換の規定が盛り込まれており、今後のEPA交渉においても、同様の規定が盛り込まれるよう取り組んでいきます。

当該目標に対応する業績指標として、「税関相互支援協定等の締結数」を設定し、税関当局間の協力関係を強化しているかを測定します。

## [事務運営の報告]

### ① WCO等国际機関等における取組

WCOにおいては、「基準の枠組み（国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み）」（平成17年6月採択。平成19年6月にAEOガイドライン（平成18年6月採択）を一体化。）の実施を推進するため、途上国を対象とした技術協力プログラム等を継続的に実施しました。改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）（平成18年2月発効）については、同規約への加入促進のため、国際会議等の場で、未加入国に対し働きかけを行いました。

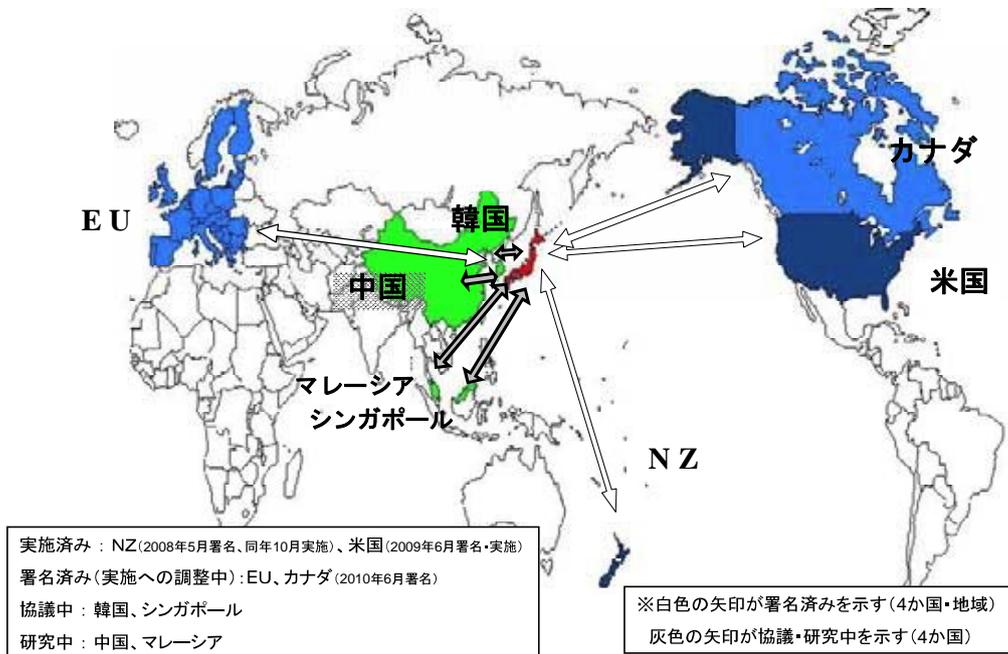
貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者（輸出入者等）を認定し、通関手続の簡素化等の便益を与えるAEO（認定事業者）制度については、我が国においても、「基準の枠組み」を踏まえ、積極的に拡充しました。また、WCOの「基準の枠組み」に整合的なAEO制度を導入した各国税関当局間において、同制度を相互に承認し二国間の安全かつ円滑な物流を目指す相互承認協議に積極的に取り組み、ニュージーランド、米国との合意に続き、平成22年6月にはEU、カナダとの間で合意に至りました。その他、韓国、シンガポール等との間で協議・研究を進めています。

知的財産侵害物品の水際取締りについては、WCOの模倣品・海賊版部会における議論に参加した他、日中韓での意見交換を進める等、国際的な協調を進めました。また、提唱国として積極的に交渉に参加した「ACTA（模倣品の取引防止に関する協定（仮称）」については、平成22年10月の会合（東京）において、交渉参加国との間で条約案文について大筋合意を確認することが出来ました。

WTOドーハ・ラウンドの貿易円滑化交渉においては、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるための議論が行われており、平成21年12月に条文提案を統合した統合テキスト案が策定されて以降は、統合テキスト中、意見の収斂に至っていない文言に付されている括弧書き（ブラケット）を減らすべく議論が行われ、交渉会合毎に統合テキスト案が改訂されてきました。

平成23年1月半ばから3月末にかけて、統合テキスト案のそれぞれの論点毎に、議長が任命したファシリテーターの主導による集中的な交渉が行われましたが、この中で我が国もファシリテーターの一員として改訂案文を提示して会合を主催し、ブラケットの整理を進展させる等、メンバー主導によるテキストの改訂に積極的に貢献しました。

(参考) 各国とのA E O相互承認協議の進捗状況 (平成23年4月現在)



## ② APEC、ASEM等の地域協力の枠組みにおける取組

APECにおいては、平成22年の議長国である我が国が中心となり、アジア太平洋地域における「自由で開かれた貿易・投資」(ボゴール目標)の達成評価を行い、APEC成長戦略を策定しました。財務省は、外務省、経済産業省とともにその中心的役割を担いました。

我が国が議長を務めるAPEC税関手続小委員会における通関手続の簡素化・調和化及びIT化の推進に関する取組としては、域内各国・地域のAEO制度の調和化作業に資するAEO事例集を作成するとともに、各国・地域のシングル・ウィンドウ(関係する複数のシステムを相互に接続・連携することにより、1回の入力・送信により、複数の手続を同時に行えるようにするもの。)構築状況調査を行った他、AEO制度及びシングル・ウィンドウに係る中期的な行動計画を策定することに合意しました。また、知的財産権侵害物品の水際取締りに関しては、域内各国・地域における実態調査を実施しました。加えて、「平成22年までにAPEC域内貿易取引コスト5%削減を実現するための具体的な行動計画」については、平成23年の最終評価に向け、その取組をリードしました。

これらに加え、平成22年9月には、APEC税関ビジネス対話とAPECにおける初の公式の関税局長・長官会合を開催しました。関税局長・長官会合においては、今後APECの税関当局が推進すべき項目として、①AEO制度構築支援と相互承認の推進、②シングル・ウィンドウを平成32年(2020年)までに各メンバーが構築、③知的財産侵害物品の水際取締り強化のため、税関と権利者及び税関間の協力推進、④国境関連省庁

との連携強化、税関間の情報交換の促進・強化、⑤税関手続に係る共同行動計画を平成32年（2020年）までに全メンバーが達成、⑥WCOとの協力強化、⑦国際開発金融機関との協力強化、⑧WTO貿易円滑化交渉への貢献、の8つの項目に合意し、議長声明として取りまとめました。

A SEMIにおいては、平成21年10月に開催された関税局長・長官会合で合意された7つの優先分野の中で、我が国はAEO制度構築支援及び知的財産権侵害物品に係る水際取締りの2分野でアジア側のリード国を務める等、税関手続の調和・簡素化、不正薬物の密輸防止等、手続・執行面におけるアジア・欧州間の税関協力促進に積極的に貢献しました。

日中韓の税関協力の枠組みにおいては、AEO制度、密輸情報の交換及び知的財産権侵害物品の水際取締り等について意見交換を行うなど、協力を推進しました。

### ③ E P Aにおける税関協力に関する取組

E P A交渉において、税関手続の国際的調和・簡素化や税関協力を推進するための規定を盛り込むよう積極的に取り組みました。平成22年度に署名に至ったインド、及び交渉が完了したペルーとの間のE P Aにおいては、交渉の結果、税関分野に関する規定が盛り込まれました。また、交渉中のE P Aにおいても、同様の規定を盛り込むよう取り組みました。

### ④ 税関当局間の情報交換等に関する取組

不正薬物、銃砲及び知的財産権侵害物品等の水際におけるより効果的な取締りを推進するため、他国・地域の税関当局との間で関連する情報の交換に積極的に取り組みました。また、貿易円滑化に向けた税関当局間の協力関係を強化することを目的として、政府間協定・税関当局間取決め（税関相互支援協定）の締結にも積極的に取り組みました。平成21年度までに締結された20か国・地域に加え、平成22年度においては、平成23年2月に税関相互支援に係る規定を盛り込んだインドとの間のE P Aに署名しました。

#### ◎業績指標 5-2-1：税関相互支援協定等の締結数

（単位：国・地域）

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
					目標値	実績値
締結数	9	14	18	20	向上	21

（出所）関税局参事官室（国際調査担当）調

（注1）各年度末における累計。

（注2）締結数には、税関相互支援協定及び税関相互支援協定と同様の規定が盛り込まれているE P A（署名済（未発効）のものを含む）を計上。

## (参考) 税関相互支援協定等の現状 (平成23年4月現在)

締結済 (署名済(未発効)のものを含む) (21か国・地域)	○EPA関連(注1)(9か国) シンガポール(2002年11月)、マレーシア(2006年7月)、 タイ(2007年11月)、インドネシア(2008年7月)、 ブルネイ(2008年7月)、フィリピン(2008年12月)、 スイス(2009年9月)、ベトナム(2009年10月)、インド(2011年2月署名) ○政府間協定(7か国・地域) 米国(1997年6月)、韓国(2004年12月)、中国(2006年4月)、 EC(2008年2月)、ロシア(2009年5月)、イタリア(2009年12月署名)、 オランダ(2010年3月) ○税関当局間取決め(5か国・地域) オーストラリア(2003年6月)、ニュージーランド(2004年4月)、 カナダ(2005年6月)、香港(2008年1月)、マカオ(2008年9月)
交渉中 (5か国・地域)	○EPA関連(注2)(2か国・地域) GCC(湾岸協力会議)(2006年9月～)、ペルー(2009年4月～) ○政府間協定(3か国・地域) スペイン(2010年7月～)、南アフリカ(2010年9月～)、ドイツ(2010年2月～)

(注1) EPAの条文の中に税関の相互支援に係る規定が盛り込まれているもの。

(注2) EPAの条文の中に税関の相互支援に係る規定を盛り込む方向で交渉中。

### ㊦ 業績目標 5-2-3 : アジア太平洋地域における貿易円滑化の推進

#### [平成22年度実施計画]

##### ① APECホスト国として通関手続きの簡素化・調和化等の議論をリード

業績目標 5-2-2で述べたとおり、平成22年は我が国がAPEC議長を務め、首脳・閣僚会議や各種大臣会合等を主催します。11月の首脳会議に向けた貿易円滑化の議論の中で、税関手続小委員会においては、我が国が議長を務め、APEC域内における通関手続きの簡素化・調和化、IT化の推進、知的財産権侵害物品の水際取締りの強化を中心とした議論に主導的な立場で臨みます。

##### ② 我が国企業のビジネス・貿易環境の改善に資する技術協力

我が国企業のビジネス・貿易環境の改善に資するためには、各国における通関制度・体制の整備等を進めることを通じて、貿易円滑化を推進することが重要です。特に、我が国の貿易においてアジア諸国との貿易額・シェアが増えている中では、アジア諸国を中心とした通関の迅速化・コスト低減を図っていくことが効果的です。

この観点から、財務省は、アジア太平洋地域を中心とした途上国における、通関制度・体制等の水準の向上を図り、貿易円滑化を推進するため、施策 6-2-4でも述べたとおり、技術協力を一層推進していきます。

#### [事務運営の報告]

##### ① APECホスト国として通関手続の簡素化・調和化等の議論をリード

APECにおいては、平成22年のホスト国である我が国が中心となり、アジア太平洋地域における「自由で開かれた貿易・投資」(ボゴール目標)の達成評価を行い、AP

---

EC成長戦略を策定しました。財務省は、外務省、経済産業省とともにその中心的役割を担いました。

我が国が議長を務めたAPEC税関手続小委員会における通関手続の簡素化・調和化及びIT化の推進に関する取組としては、域内各国・地域のAEO制度の調和化作業に資するAEO事例集を作成するとともにシングル・ウィンドウの実施調査を行い、AEO制度及びシングル・ウィンドウに関する取組を同委員会における中長期目標のひとつとして新たに加えることに合意しました。また、知的財産権侵害物品の水際取締りに関しては、域内各国・地域における実態調査を実施しました。

## ② 我が国企業のビジネス・貿易環境の改善に資する技術協力

我が国との経済関係の深いASEAN諸国等に重点を置いて、二国間の政策協議を実施し、相手国における貿易ビジネス環境の改善に積極的に関与していきました。相手国における貿易ビジネス環境の改善に向けた措置の内容については、政策協議を通じて、相手国の優先課題を聴取するとともに、我が国民間事業者の意見を踏まえつつ、我が国の制度等と同様又は類似の制度等の導入を促すことなど、我が国企業の国際競争力の強化に資する観点から検討し、相手国における具体的な措置の実施を促しました。

合意した事項の実施について相手方のキャパシティの不足により支援が必要な場合には、技術協力を実施することとし、アジア地域における貿易円滑化に向けた取組への支援については、平成22年10月に開催された日ASEAN首脳会議において、我が国の内閣総理大臣より、ADBを通じた我が国の新たな貢献策を用意したい旨表明し、その上で、同年11月のAPEC財務大臣会合にて、我が国の財務大臣から、我が国が、今般、ADBを通じて、最大25百万ドル規模の支援を行うこととした旨表明しました。

それに加え、アジア諸国を中心とした途上国税関の職員に対し、関税分類、関税評価、輸出入貨物のリスク判定といった、貿易円滑化推進のために必要な技術的分野について、本邦受入研修や専門家派遣を実施し、各国職員の能力向上を図り、我が国企業のビジネス・貿易環境の改善に貢献しました。

### 【事務運営プロセスの改善に係る取組】

WTOドーハ・ラウンド交渉やEPA交渉への取組を効率的に進めるため、関係省庁と様々なレベルの意見交換を行う等連携を図りつつ、政府一体となって取り組みました。

また、国際会議等に当たっては、事前に関心事項を共有する国々と個別に意見交換するなど、効率的な議論の促進を図りました。

### 政策目標に係る予算額：平成22年度予算額：1,097百万円[21年度予算額：138百万円]

当該予算は、多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進や、税関分野における手続等の国際的調和の推進に係る経費です。

平成22年度予算の主な増要因は、平成22年3月に日本で開催されたAPEC会合に係る経費の増によるものです。

## 5. 平成21年度政策評価結果の政策への反映状況

### (1) 多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

#### ① WTOにおける取組

WTOにおいては、ドーハ・ラウンド交渉の早期の妥結に向けて、関税制度・税関手続を所管する立場から、関係省庁と連携しつつ、取り組みました。

特に、貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、積極的に交渉を推進しました。

#### ② EPAにおける取組

EPAにおいては、各交渉を積極的に推進しました。その結果、平成22年度においては、インドとの間のEPAに署名し、ペルーとの間のEPA交渉が完了しました。また、我が国の将来に向けての成長・発展基盤を再構築するため、平成22年11月には「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、これに沿って高いレベルの経済連携の推進に取り組んでいくこととしました。その一環として、豪州との交渉についても、妥結に向けて取り組みました。

### (2) 税関分野における手続等の国際的調和の推進

#### ① EPAにおける取組

EPA交渉においては、貿易の自由化に加えて、税関手続の国際的調和・簡素化及び税関協力も推進し、貿易円滑化に資するよう積極的に取り組みました。平成22年度に署名に至ったインド、交渉が完了したペルーとの間のEPAにおいては、税関手続の国際的調和・簡素化及び税関協力に関する規定が盛り込まれました。

#### ② WCO等国际機関等における取組

WCOにおいて策定された「基準の枠組み」の実施に努め、韓国、シンガポール等との間でAEO制度の相互承認協議を進めました。また、「基準の枠組み」の実施に向けた途上国への技術協力プログラム等に積極的に参画しました。また、改正京都規約については、引き続き、その加入促進のため、国際会議等の場で未加入国に対し働きかけを行いました。

WTOドーハ・ラウンド交渉における貿易円滑化交渉においては、統合テキストについて具体的な修正案の提示を行うなど、交渉の推進に積極的に貢献しました。

#### ③ APEC、ASEM等の地域協力の枠組みにおける取組

APECでは、我が国が議長を務めた税関手続小委員会において、域内各国・地域のAEO制度の調和化作業に資するAEO事例集を作成するとともに、各国・地域のシングル・ウィンドウ構築状況調査を行った他、AEO制度及びシングル・ウィンドウに係る中期的な行動計画を策定することに合意しました。また、知的財産権侵害物品の水際取締りに関しては、域内各国・地域における実態調査を実施しました。「平成22年までにAPEC域内貿易取引コスト5%削減を実現するための具体的な行動計画」について

は、平成23年の最終評価に向け、その取組をリードしました。

さらに平成22年9月にAPEC税関ビジネス対話とAPECの公式会議としては初の関税局長・長官会合を開催し、関税局長・長官会合においては、今後APECの税関当局が推進すべき項目として、8つの重点項目に合意し、議長声明として取りまとめました。

ASEMにおいては、平成21年10月に開催されたASEM関税局長・長官会合で合意された7つの優先分野の中で、我が国はAEO制度構築支援及び知的財産権侵害物品に係る水際取締りの2分野でアジア側のリード国を務める等、税関手続の調和・簡素化、不正薬物の密輸防止等、手続・執行面におけるアジア・欧州間の税関協力促進に積極的に貢献しました。

#### ④ 税関当局間の情報交換等に関する取組

社会悪物品や知的財産侵害物品の水際におけるより効果的な取締り等を推進する情報の交換を行うため、また、貿易円滑化への取組に係る協力を強化するため、税関相互支援協定等の締結に取り組みました。平成22年度においては、税関相互支援協定に係る規定を盛り込んだインドとの間のEPAの署名に至りました。

### 6. 目標を巡る外部要因等の動向

#### (1) 世界全体の貿易額及び我が国の貿易動向

総合目標 5 6. (6) (P111) 参照。

○参考指標 総5-7：世界全体の貿易額 (P112に掲載)

○参考指標 総5-8：輸出入額及び貿易バランス(対GDP比を含む)の推移 (P112に掲載)

○参考指標 5-2-1：アジア諸国との貿易額・シェアの推移 (単位：兆円、%)

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
貿易額	66.8兆円	72.9	65.1	56.6	66.5
シェア	45.8%	45.6	45.5	50.2	51.1

(出所) 財務省貿易統計

(注1) 貿易額は、輸出額と輸入額の合計(22年度は確報値)。

(注2) シェアは、「アジア貿易額/世界貿易額」で算出。

#### (2) 関税負担率の推移とその国際比較

総合目標 5 6. (7) (P112) 参照。

○参考指標 総5-9：関税負担率の推移とその国際比較 (P113に掲載)

#### (3) 地域貿易協定の年次別推移

総合目標 5 6. (8) (P113) 参照。

○参考指標 総5-10：地域貿易協定の年次別推移 (P113に掲載)

## (4) 税関手続の調和・簡素化に向けた取組

各国の税関手続の調和・簡素化のため、関係国・機関等による国際会議が頻繁に開催され、活発な議論が行われています。

## ○参考指標 5-2-2：関係国際会議における活動状況 (単位：回)

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
出席回数	81	91	101	82	120

(出所) 関税局参事官室(国際調査担当)、参事官室(国際機構担当)、経済連携室、関税課、監視課、業務課事務管理室、税関調査室、税関研修所調

(注) 税関手続の調和・簡素化に向けた取組を主たる目的とした国際会議の出席回数を全て計上。

## 7. 今後の政策等に反映すべき事項

## (1) 今後の方針

政策目標5-2 多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における手続等の国際的調和の推進並びにアジア太平洋地域における貿易円滑化の推進

引き続き推進

改善・見直し

廃止

業績目標5-2-1：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

引き続き推進

改善・見直し

廃止

業績目標5-2-2：税関分野における手続等の国際的調和の推進

引き続き推進

改善・見直し

廃止

業績目標5-2-3：アジア太平洋地域における貿易円滑化の推進

引き続き推進

改善・見直し

廃止

(注) 「業績目標5-2-2：税関分野における手続等の国際的調和の推進」と「業績目標5-2-3：アジア太平洋地域における貿易円滑化の推進」は、「平成23年度政策評価実施計画」において、「業績目標5-2-2：税関分野における貿易円滑化の推進」に統合している。

## (2) 企画立案に向けた提言

## ① 多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

## イ WTOにおける取組

WTOドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向けて、関税制度・税関手続を所管する立場から、関係省庁と連携しつつ、引き続き取り組みます。

## ロ EPAにおける取組

我が国の将来に向けての成長・発展基盤を再構築するため、「包括的経済連携に関する基本方針」に沿って、市場として期待ができるアジア諸国や新興国、欧米諸国、資源国等との経済連携、とりわけ世界の主要貿易国との間での高いレベルの経済連携を積極的に推進していきます。TPP協定については、「包括的経済連携に関する基本方針」、「政策推進指針」に基づき、情報収集を継続しつつ、適切に対応します。

---

## ② 税関分野における貿易円滑化の推進

### イ ASEAN諸国等を中心とする各国税関当局との政策協議に関する取組

我が国経済の成長力を強化していく観点から、我が国との経済関係の深いASEAN諸国等に重点を置いて、二国間の政策協議を実施し、相手国における貿易ビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。

今後、我が国、ADB、国際協力機構（JICA）及びWCOの4者間で、貿易円滑化の目標、対象国・地域及びスケジュールについて政策協議を行い、共通の理解を形成しながら、各国との政策協議を4者合同で行い、我が国民間事業者の意見を踏まえつつ、ADBを通じた支援を含めた貿易円滑化のための技術協力を実施し、具体的な成果を追求し、成果について事後的に検証していきます。

また、平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」を含む我が国の基本的な経済戦略を踏まえ、AEO制度の構築支援・相互承認手続を推進するとの観点から、韓国、シンガポール等との間の相互承認の早期実現に向けて引き続き積極的に協議を推進していきます。また、他のアジア諸国等との間においても、AEO制度の構築支援・相互承認にも積極的に取り組んでいきます。

### ロ APEC、ASEM等の地域協力の枠組みにおける取組

APECにおいては、平成22年において新たに共同行動計画に加えることに合意したAEO制度及びシングル・ウィンドウに関する取組を引き続き推進していきます。AEO制度に関しては、平成22年3月に合意されたAEO行動計画に基づき、AEO制度の国際的調和作業を進めていき、シングル・ウィンドウに関しては、平成22年のシングル・ウィンドウ実施状況調査を踏まえ、シングル・ウィンドウ未構築メンバーの支援に取り組んでいくとともに、シングル・ウィンドウを活用した貿易関連情報の電子的交換を推進します。また、平成22年9月に開催されたAPEC関税局長・長官会合において合意された今後APECの税関当局が推進すべき8つの重点項目について、その着実な実行を通じ、アジア太平洋地域における貿易円滑化を推進します。

ASEMにおいては、平成21年10月に開催されたASEM関税局長・長官会合において承認されたASEM貿易円滑化行動計画（2010年―2012年）に基づき、ASEM域内における円滑な貿易の促進に引き続き貢献していくとともに、ASEMがアジアと欧州の多数の国が参加する地域協力の枠組みであることを踏まえ、WCOを含めた国際的な税関分野における手続等の国際的調和に向けた議論において、我が国の立場が反映されるための枠組みとしてASEMにおける議論の場を活用してまいります。

日中韓の税関協力の枠組みにおいては、今後とも良好な協力関係を維持するとともに、AEO制度、密輸情報の交換、知的財産侵害物品の水際取締り、人材育成及び税関手続の円滑化等の協力分野において、行動計画を着実に実施するよう取り組んでいきます。

### ハ 国際的な枠組みにおける取組

WCOの「基準の枠組み」等の実施に積極的に取り組むこととし、各国におけるそ

の着実な実施に資するように技術協力プログラム等の取組を進めていきます。また、改正京都規約については、引き続き、同規約の加入の促進のため、国際会議等の場で未加入国に対し働きかけを行っていきます。

WTOドーハ・ラウンド交渉の貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、引き続き交渉を推進していきます。

## ニ EPAにおける税関協力に関する取組

EPA交渉において、貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の国際的調和・簡素化や税関協力等の推進に引き続き積極的に取り組んでいきます。

## ホ 税関当局間の情報交換等に関する取組

不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品等の水際におけるより効果的な取締りを推進するため他国・地域の税関当局との間で関連する情報の交換を行うこと、また貿易円滑化に向けた税関当局間の協力関係を強化することを目的として、税関相互支援協定等の締結に向け引き続き積極的に取り組んでいきます。

## (3) 平成24年度予算要求等への反映

世界経済の持続的な成長に資するため、WTOドーハ・ラウンド交渉やEPA交渉などを通じた多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進に必要な経費の確保に努めます。

---